2011. 2. 1
東京大学
大学院人文社会系研究科・文学部

次世代人文社会学育成プログラム

平成 23 年度 夏学期 個人派遣
渡航計画の作成要領

他の研究資金を併用する場合の渡航計画について

他の研究資金との併用の可能性は、研究費・奨学金の使用規則によって様々です。

以下に原則を示しますが、不明な点がある場合、出発希望日までに十分に余裕を持って、大学院係に相談してください。もし、研究費・奨学金の使用計画に問題点や曖昧な点がある場合、出発を延期してもらうことになりますので、この点、十分留意してください。

a) 私費やその他使途の制限のない研究資金（他事業のための経費ではないもの。運営費交付金等）により滞在期間を延長し，復路航空運賃についても本プログラムからの支給を求める場合

延長期間についても本プログラムの渡航計画に従った研究を行う場合のみ，本プログラム経費から往復航空運賃を拠出します。ただしその場合には，私費やその他の経費による延長期間を含めて、期間を明記した渡航計画を提出してください。また、帰国後２週間以内に成果報告書を会計書類とともに忘れずに提出してください。

この場合，滞在延長期間についても，本プログラムから滞在費を支給する期間と同じ派遣国に滞在する必要があります。いいかえれば，本プログラムの渡航計画で滞在できる国は一国のみです。

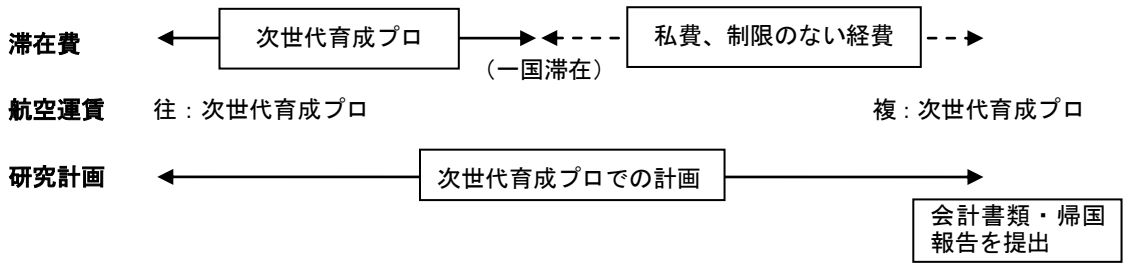

b) 本プログラムの渡航計画終了後，日本に戻らず，「本プログラム以外の経費（派遣国以外での滞在も含む）」で海外での研究を継続する場合

この場合，支給は往路航空運賃と滞在費のみとなり，復路航空運賃は本プログラムから支給できません（往復航空券を購入した場合、代金の半額分を支給します）。渡航計画は、本プログラムの経費による滞在期間についてのみ、ただし、最終的な帰国予定日を付記して提出してください。また、本プログラムによる渡航計画終了後２週間以内に帰国報告を会計書

類とともに忘れずに提出してください。

本プログラムによる滞在期間終了後であれば，派遣国とは別の国に移動してもかまいません。

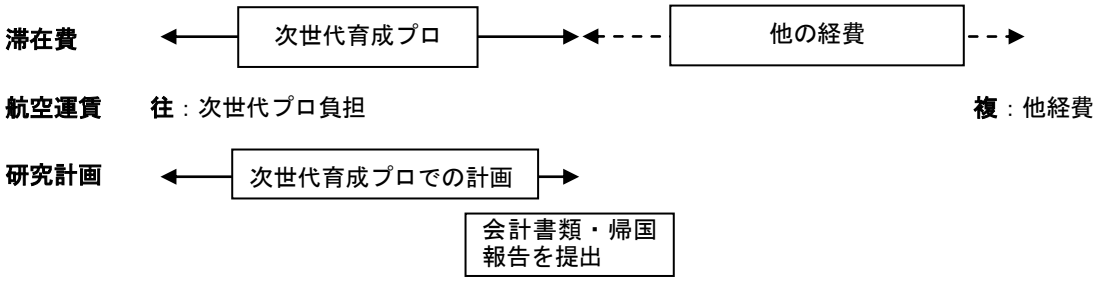

c)「本プログラム以外の経費（派遣国以外での滞在も含む）」で渡航し，その用務の修了後，帰国せずに本プログラムによる研究を行う場合

往路航空運賃は支給できませんが，本プログラムの渡航計画が終了した時点で帰国する場合は，復路航空運賃を支給することができます（往復航空券を購入した場合、代金の半額分を支給します）。渡航計画は，本プログラムのもののみ提出してください。ただし，出国予定日は付記してください。
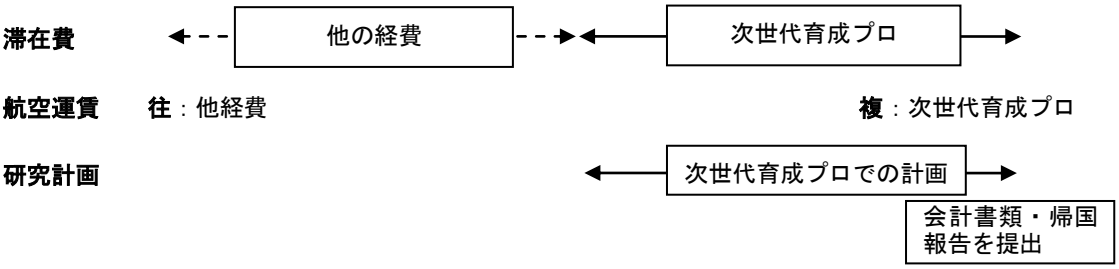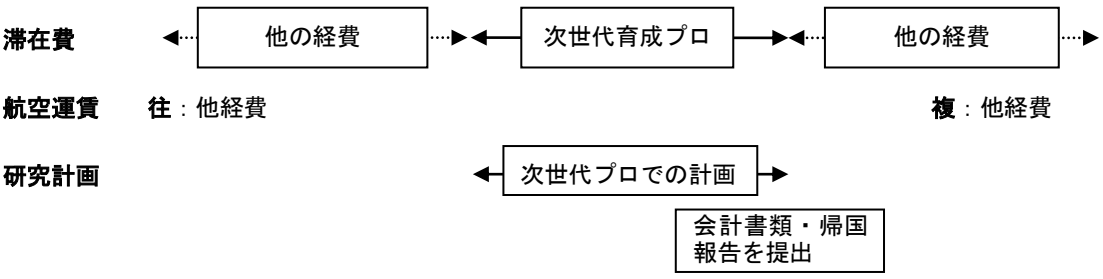
なお，本プログラムの渡航計画修了後も別の用務で滞在を延長する場合には，復路航空運賃も支給できません。この場合も，渡航計画は本プログラムのもののみ提出してください。ただし，出国予定日とともに，帰国予定日も付記してください。また、本プログラムによる渡航計画終了後２週間以内に、本プログラムの帰国報告を会計書類とともに忘れずに提出してください。